

(質問第十七号) 昭和二十二年八月二日配付

昭和二十一年度増加所得税減額に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月三十一日

参議院議長 松平恒雄殿

小川友三

昭和二十一年度増加所得税減額に関する質問主意書

一、昭和二十一年度課税されたる、増加所得税は國民の意表外に出たる課税方針にて、一般國民は之が課税方針の不当に巨額なりし爲、現在數十億円の納税不能を出し、之等の國民は、政府当局の無理なる課税に毎日、泣いてゐるのである。再調査申請者に対し適正なる減額の意思ありや。

二、實際問題として營業税、並に所得税を支拂いたる上、更に財産税を納入又は分納中の國民に巨額の増加税(増加所得税)は酷にあらずや。再調査申請者に理由成り立つものには減額すべきであると信ずるが如何。

・右に対する政府の処見を速かに答弁せられたし。